主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 要

控訴代理人は「原判決を取消す、被控訴人が昭和二十七年六月十六日控訴人に対しなした農業委員の資格喪失の決定を取消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする」という判決を求め被控訴代理人は主文と同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述並に証拠の提出援用認否は、控訴代理人において、 (一)原判決二枚目表二行に「同所a番地」とあるのを「同所a番地のb」と、 □枚目裏五行目に「c字d番地」とあるのを「大字c字e番、f番地」と各訂正 (二) 大牟田市大字 g 字 h i 番地の畑 (土地台帳の登録面積五畝十五歩。実側 二百九十一坪三勺余)の耕作名義人は訴外Aであるが、実際は控訴人が本件農 業委員選挙に立候補するより遥かに以前から自己の計画と計算に基いて耕作してい るのであるから、右農地の面積も控訴人の耕作面積に算入すべきである。(三)仮 に右 i 番地の畑が控訴人の耕作農地ではなくAの耕作農地だとしても、Aは控訴人の配偶者とみなすべきものであるから、同人の耕作面積は控訴人の耕作面積に加ゆ べきものである。原判決は控訴人には法律上の妻Bがいるから控訴人とAの同居関 係は公序良俗に反し法律上の保護に値しないと説示しているけれども、それは実情 にそわない判断でる。控訴人の妻Bは子供を連れて家出したものであつて、控訴人 において百方手を尽して捜索したけれども全く行衛が判明しないので、控訴人はA と同居するようになつたのである控訴人としてはBの生死さえ不明のため正式の離 婚手続をとることもできない状態であつて、かような立場にある控訴人とAとの同居関係は公序良俗に反するものではなく、Aは控訴人の配偶者とみなして法的保護を与えるのが至当である。(四)以上のとおり:番地の畑は控訴人の耕作面積に加 ゆべきものであるから、控訴人の耕作反別は一反歩以上となり農業委員の資格に欠 ぐるところはないと補陳し被控訴代理人において、原判決三枚目裏十二行目に「大 字ce番地」とあるのを「大字c字e番、f番地」と訂正した外、原判決事実摘示 と同一であるからこれを引用する。

理 由

控訴人が昭和二十六年七月二十日施行の大牟田市農業委員の選挙に立候補して当選したこと及び被控訴人が控訴人の耕作面積は八畝二十九歩であつて農業委員会法第八条所定の被選挙資格がないという理由で昭和二十七年六月十六日控訴人の農業委員たる資格の喪失を決定し、その頃その旨控訴人に告知したことは当事者間に争がなく、該決定が農業委員会法第十三条によつて市町村農業委員について準用される地方自治法第百二十七条第一項の規定に基いてなされたものであることは成立に争のない乙第三号証によつて明である。

しかし市町村農業委員の選挙権及び被選挙権の要件を定めた農業委員会法第八条第一項第一号に「農地につき耕作の業務を営む者」とは当該農地につき所有権、賃借権その他適法の権原に基き耕作の業務を営む者を指称し、適法の権原に基かない不法耕作者を含まないと解するのが相当である。しかるに前記認定の事実によれば、控訴人はAと事実上の夫婦関係を結び同人の手伝を受けて同人所有の本件 i 番地の畑を自ら耕作しているのであるから、両者間には該農地について少くも暗黙に

次に控訴人はA所有の福岡県三池郡 j 村大字 c 字 e 番、 f 番地田九畝二十七歩及び同所二五四七番地の一田一畝二十四歩の二筆も控訴人においてこれを耕作していると主張するのであるが、控訴人の主張自体によるもこれらの二筆の農地を控訴人が耕作するようになつたのは控訴人が本件農業委員に当選してから十箇月以上も経過した昭和二十七年六月以降のことであるから、該農地はそれ以前における控訴人の被選挙権と関係がないものといわなければならない。

そこでA所有の叙上三筆の農地を除外すると、その他の本件各農地に関する控訴人の主張を仮にそのまま是認しても、昭和二十七年五月以前の控訴人の耕作面積は一反に満たないこと明瞭であるから、控訴人は市町村農業委員の被選挙権を有しないものといわねばならない。従つて被控訴人のなした本件資格喪失決定は結局正当であつて、該決定の取消を求める控訴人の本訴請求は失当として排斥を免れない。そこで右と同旨の原判決は相当であつて本件控訴は理由がないから、民事訴訟法第二百八十四条第八十九条を適用しますのとなり割ます。

第三百八十四条第八十九条を適用し主文のとおり判決する。 (裁判長判事 森静雄 判事 竹下利之右衛門 判事 中園原一)